

第 2 回 太田市下水道事業審議会 摘録

| | |
|----------------------|--|
| 会議名 | 第 2 回 太田市下水道事業審議会 |
| 日時 | 令和 3 年 1 2 月 2 1 日 (火) 午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 1 5 分 |
| 場所 | 太田市役所 4 階 常任委員会室 |
| 次第 | <p>【第 2 回下水道事業審議会】</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 副部長挨拶</p> <p>(3) 審議事項・協議事項</p> <p>(4) その他 (次回開催日程及び審議内容)</p> <p>(5) 閉会</p> |
| 【太田市下水道事業審議会】 | |
| 事務局 | <p>(1 開会)</p> <p>只今より第 2 回太田市下水道事業審議会を開会いたします。進行を務めさせていただきます、下水道課の亀山でございます。どうぞよろしくお願 いいたします。</p> <p>なお本会議は、前回の会議に引き続きまして、情報公開の必要があり、議事録作成や会議終了後、市ホームページ等により公開しなければなら ないため、会議内容は録音させていただきますので、ご理解のほどよろしく お願いいたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市下水道事業審議会条例第 6 条第 2 項に 「委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定さ れておりますが、本日は 1 4 名の委員のうち 1 3 名がご出席いただいでお りますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>(2 副部長挨拶)</p> <p>次に、審議会の開催にあたり都市政策部長の齋藤よりご挨拶させていた だくところではございますが、本日、齋藤が別の会議により欠席のため、 代わりまして白石都市政策副部長よりご挨拶を申し上げます。</p> |
| 副部長 | <p>お世話になります。都市政策部副部長の白石でございます。本日、部長 の齋藤が欠席となりますので、代わりましてご挨拶申し上げます。本日は 師走のお忙しいところ、第 2 回下水道事業審議会にご出席いただきまし</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>て、誠にありがとうございます。</p> <p>前回第1回目の審議会が、太田市の下水道事業等の概要についてご説明をさせていただきました。今回の第2回審議会では、太田市の下水道事業等における現況や、今後どのように事業を運営をしていくべきのか、具体的な内容に触れさせていただきます。</p> <p>その内容ですが、本審議会の目的であります『3つの審議・協議内容』。1つ目の下水道使用料の適正化、2つ目の下水道区域の見直し、3つ目の浄化槽事業の補助金を審議していただくためのベースとなる内容でございます。</p> <p>委員の皆さまからの忌憚のないご意見を頂き、今後の太田市の下水道事業運営の方向性を示す結果となればと考えております。</p> <p>また、専門的な言葉もでてきますので、分からない点等ございましたら、ご遠慮なく事務局にご質問をいただければと思います。</p> <p>それでは、長時間となりますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> |
| 事務局 | <p>(3 審議事項・協議事項)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これから会議に入りたいと存じますが、その前にお手元にあります資料のご確認をお願い致します。資料は計4つございます。</p> <p>それぞれ表紙の右上に資料1、資料2、資料3、資料4と書いてあります。不足の資料がございましたら、お申し付けください。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思っております。長谷川議長宜しくお願い致します。</p> |
| 議長 | <p>はい。では、よろしくお願いいたします。</p> <p>今日は議題も長いということで、早速、議事に入らせていただこうと思っております。審議事項・協議事項が2点ありまして、事務局よりご説明いただこうと思っております。では、お願い致します。</p> |
| 事務局 | <p>事務局の中澤です。第2回太田市下水道事業審議会の次第に基づきご説明させていただきます。</p> <p>「(次第3 審議事項・協議事項) 下水道使用料の適正化と下水道計画区</p> |

| | |
|-----|--|
| | 域の見直し」についてご説明させていただきます。 |
| 事務局 | <p>前回第1回の審議会では『太田市下水道事業等の概要』について説明させていただきました。今回第2回の審議会では、本審議会の具体的な審議・協議内容に入りまして、「下水道使用料の適正化と下水道計画区域の見直し」について説明させていただきます。</p> <p>まず資料になりますが、計4つあります。それぞれ表紙の右上に資料1、資料2、資料3、資料4と記載してあります。本日は資料1をベースの資料として説明させていただき、補助資料として資料2、3を用いて『使用料の適正化について』の説明、また、資料4を用いて協議事項であります『計画区域の見直しについて』を説明致しますので宜しくお願い致します。</p> <p>今回は資料等のボリュームも増えておりますので、途中で一旦区切らせていただき、10分程の休憩時間を取らせていただきますので宜しくお願い致します。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、まず資料1をご覧ください。ページを進めていただいて、2ページをご覧ください。目次の内容に沿って説明させていただきます。</p> <p>「1. 太田市下水道事業等の概要」、「2. 本市の下水道使用料の現況・分析・課題」、「3. 本市の下水道使用料（周辺市町との比較）」、「4. 下水道使用料改定の方針」となります。その下にコメ印で第3回予定として「使用料適正化（改定）の是非」、「使用料改定案」と記載してありますが、はじめに今回の第2回審議会の流れをご説明させていただきますと、下水道使用料についての概要や体系、令和2年度の決算報告等をご説明させていただいて、本市の汚水処理費がどのような費用がかかっており、どのように経費を削減しようとしているかを説明させていただきます。そして、先日、太田市全世帯を対象に、太田市下水道事業等の現況のお知らせ文を配布しまして、『市民の声』として、どういった反響があったのかを説明、また下水道区域の見直しの検討案を提示。そして、本市の現在の使用料が周辺市町と比べてどのような立ち位置にいるのかを説明させていただきます。ここまでが第2回審議会の内容であります。</p> <p>そして、次回第3回審議会の予定となりますが、今回の内容を踏まえていただき「使用料適正化（改定）の是非」の賛成が得られましたら、その後具体的な使用料改定案を事務局より提示しまして、内容を審議していた</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>だくといった流れで進めさせていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、ページをめくっていただいて、3ページをご覧ください。はじめに「1. 太田市下水道事業等の概要」という事で、前回のおさらいも兼ねて、改めて説明いたします。一般会計と公営企業会計について、行政運営における会計を大きく2つに分けますと、下水道課では「一般会計」と「公営企業会計」の2つ区分されます。まず、「一般会計」とは、福祉事業や教育事業等の市民全員が享受できる事業の財政会計であり、その収入は、市民の方からの税金をもって所得の再配分をすることで運営しております。それに対して、「公営企業会計」とは、水道事業や下水道事業、交通事業等の一部の市民が受益を受ける事業の財政会計であり、その収入は、その受益を得る使用者からの料金をもって運営されるものとなります。本市の下水道事業等は、この公営企業会計に区分される事業となっております。</p> <p>そして、公営企業会計は、一般会計とは違い、一般的な企業のように企業努力が求められるものとなっております、必要なことを実施するための収入を安定的に確保するために、接続率向上のための努力等が必要となり、また、この後具体的にお話を致しますが、下水道を整備するにあたり、費用対効果を鑑みた下水道計画の策定（区域の見直し）が必要となります。</p> |
| 事務局 | <p>次に4ページをご覧ください。下水道使用料の基本原則ということで、前回のおさらいとなりますが、下水道使用料について、地方公営企業法第21条第2項においては、「公正妥当な料金であること」、「能率的な経営の下における適正な原価を基礎とした料金であること」、「地方公営企業の健全な運営を確保することができる料金であること」を基に、料金設定が行われるべきと述べられており、下水道法第20条においても、「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」、「特定の使用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと」といった原則に則り、適正な使用料を定めるようにしていくものとされます。</p> |
| 事務局 | <p>では、次の5ページをご覧ください。それでは、「2. 本市の下水道使用料の現況・分析・課題」ということで、具体的な内容に入らせていただきたいと思います。まず、こちらでは、本市の直近4年間の下水道使用料の推移についてグラフで表示してあります。本市では、4つの下水道事業</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>を運営していると説明させていただきましたが、ご覧の通り、青色のグラフが公共下水道であります。使用料収入の約8割がこの公共下水道事業が占めております。次にオレンジ色の団地下水道、緑色の農業集落排水の2事業を合わせると、全体の使用料のうち2割弱を占めておりまして、黄色の戸別浄化槽事業が他の3事業に比べますと、1割にも満たない若干の使用料収入を占めているという状況となっております。直近4年間のトレンドではございますが、4事業合計金額では、平成29年度が約10億3700万円の収入から、令和2年度では、約10億5900万円と4年間で約+2200万円の使用料が増加しております。その要因は、吹出しに記載してありますとおり、浄化槽から下水道への切替えであったり、新規に下水道を整備したことによる下水道接続の増加に伴って使用料は若干増加してはおりますが、グラフを見ての通り、大きく使用料が増加しているというわけではなく、ほとんど横ばいであることが分かると思います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>では、次の6ページをご覧ください。こちらは、本市の直近4年間の汚水処理費用の推移についてグラフで表示してあります。それぞれ4事業の汚水処理費用を色毎に分けられてありますが、ご覧になって目立つのが、黄色のグラフの戸別浄化槽の汚水処理費用が突出(とっしゅつ)して高い処理費用となっており、令和2年度で1㎡あたり461.7円の費用がかかっております。その他3事業(公共・団地・農集)については、150円前後の費用にて推移しております。しかし、先ほどの使用料のグラフでも見たとおり、戸別浄化槽事業は、事業規模が他の3事業に比べて非常に小さい為、4事業合計であわせると汚水処理費用は1㎡あたり153円となっております。なお、戸別浄化槽事業につきましては、このように高い費用がかかっていることもあり、現在では新規に接続件数を増やすことはしておりません。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>次に7ページをご覧ください。本市の直近4年間の経費回収率の推移についてグラフで表示してあります。経費回収率とは、使用料収入を汚水処理費用で割ったパーセンテージであり、汚水処理に要した費用に対して、使用料でどれぐらい回収できたかを示すものとなります。経費回収率1000%とは、下水道使用料収入と汚水処理費用がイコールとなる状態を指します。では、本市の経費回収率はどのように推移しているかですが、ほ</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>とんど横ばいでありまして、令和2年度における下水道4事業の経費回収率は約65%であります。第1回の審議会の説明において、国の指針では、経費回収率が80%を満たすよう示されておりまして、本市では、これを達成できていない状況となっているわけであります。</p> |
| 事務局 | <p>次に8ページをご覧ください。こちらでは、本市の具体的な下水道汚水処理費用の内訳についてご説明させていただきます。このページが、今回の下水道使用料の適正化に関わるキモとなる箇所となります。なお記載されている金額はすべて税抜きで表記しております。前回の審議会において、下水道汚水処理費用について1㎡あたり153円となっているとご説明させていただきましたが、さらにその中身を説明致します。汚水処理費用になりますが、実際にかかる費用は1㎡あたり249円となります。その内訳は、維持管理費が126円、資本費が123円となっています。維持管理費とは、下水道管を直したりする更新費用や、汚水処理のための施設運営等にかかる経費であります。資本費とは、下水道管や処理場を建設するために国から借金した返済費用となります。この249円が本来の汚水処理費用となる訳であります。前回の審議会でご説明させていただきましたが、総務省は『1㎡あたり150円』を下水道使用料の適正単価としている為、太田市の場合では、このルールに則り、令和2年度決算で使用料対象経費（下水道利用者が払うべき費用）として153円となっております。そうすると、249円から153円を引いた96円については、下水道利用者の負担を軽減する為に、総務省のルールに従って認められているお金として、一般会計からの負担金（基準内繰入）として、税金から負担しています。そして、先ほど述べた使用料対象経費153円の内、太田市では現在の使用料が101円であることから、153円から101円を引いた残り52円については、下水道利用者が本来負担しなければならない赤字分であり、現在は、本来認められていないお金として一般会計からの補助金（基準外繰入）として税金から補填している状況となっております。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、次に9ページをご覧ください。これまで説明させていただいたことを踏まえまして、まずは令和2年度太田市下水道事業等の会計決算報告として、【別紙資料2】を基に説明させていただきますので、ご覧く</p> |

ださい。

こちらは、今年より太田市の下水道事業等会計の決算状況を分かりやすく、説明するために作成した資料となりまして、下水道課のHPに掲載されている資料となります。

ページをめくっていただいて、3ページをご覧ください。令和2年度の新設工事の費用ですが、汚水管渠を約5000m造りまして、費用は約5億4500万円かかりました。これにより、令和2年度末時点で、認可計画に対する整備率が82.2%、接続率が78.6%となりました。

続いて4ページをご覧ください。令和2年度の更新工事の費用ですが、古くなった汚水管の更新工事や耐震化工事226mに加えて、マンホール蓋の取替工事を行い、費用は約2億3900万円かかりました。また、浄化センターの機械・電気設備更新工事や耐震補強工事等を行い、こちらの費用は約2億5200万円かかりまして、以上が主な昨年度の工事費用となります。

次に5ページをご覧ください。こちらが令和2年度の太田市下水道4事業合計の収益・費用の内訳となります。先に下の費用をご覧ください。費用は合計で約26億1500万円であり、維持管理費が13億2500万円、資本費が12億9000万円となっています。それに対して収益ですが、合計で約26億4300万円であり、使用料が10億5900万円、一般会計負担金（認められているお金）が10億700万円、雑収益が600万円であり、足りない分として一般会計補助金（認められていないお金）が5億7100万円穴埋めしている状況となります。このため、収益から費用を差し引いた2800万円が純利益となっていますが、あくまで認められていないお金による穴埋めを行って利益が出ているだけであることを認識していただければと思います。

次に6ページをご覧ください。先ほどの5ページの収益・費用を1㎡あたりの単価に置き換えた場合を記載したものであり、資料1で説明させていただいた内容と重複するので、説明を省かせていただきますが、現在の費用249円に対して、収益の赤字分52円を認められていないお金（一般会計補助金）で補填していると認識していただければと思います。

最後に7ページをご覧ください。借入金について説明させていただきます

| | |
|------------|--|
| | <p>す。使用料収入を上げるための接続率向上のため、下水道管や施設を造るための財源は借金となります。汚水処理費用削減の一環として、返すお金の金額よりも借りるお金を低くすることによって借金が膨れ上がっていくことを防いでいるのと同時に、下に記載してあるとおり、借入金の残高を年々減らしており、借金が減ることによって支払う利息も減っていております。以上が、令和2年度の決算報告となります。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>次に【別紙資料3】をご覧ください。こちらは、太田市下水道事業等の現況のお知らせに対する『市民の声』と標題にありますが、ページをめくっていただいて1ページをご覧ください。</p> <p>令和3年10月・11月の水道検針の際に、太田市内全世帯を対象に2ページのお知らせ文を配布致しました。その目的としては、太田市民の皆様が下水道事業が赤字であるという現況を知ってもらう事を目的とし、現在のかかっている費用に対して、どれぐらいの使用料をもらっていて、赤字分を下水道を利用していない方も含んだ税金で補填しているという現況を知ってもらうため、下水道を使用していない方も含めた全世帯に配布しました。そして、様々なご意見・ご要望を下水道課宛に電話やメールでいただいたので、それら『市民の声』がどのような反響があったのかをまとめました。時間の関係上、このあと3ページの結果だけを説明させていただきますので、それ以降のページは、『具体的にどのような意見があったのか』が記載されていますので、次回第3回審議会で、使用料適正化の是非を審議する上での考慮材料として、後ほどご覧いただければと思います。それではページをめくっていただいて、3ページをご覧ください。電話での問い合わせが一番多かったのですが、その内容を集計致しますと、約2ヶ月で56件の電話の問い合わせがありました。そのうち、内容についてが37件、苦情・反対意見についてが14件、その他（今回の趣旨と関係ない意見）が5件ありました。内容についてどのような意見があったかですが、多かったのが、内容がよく分からないので詳しく教えてほしいというのが13件、次に下水道を使用していない方（浄化槽・汲取りを使用している方）から「下水道を使用していないがなにか関係があるのか」という問い合わせが13件でした。こちらは、下水道事業の赤字を下水道を使用していない方の分を含んだ税金で補填しているという説明をして</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>います。次いで、時期に関する問い合わせ（いつ頃料金が上がる予定なのか）が7件、そして、その他質問（全世帯の何%が下水を使用しているのか、一般会計繰入金とはどういうものか等）が4件ありました。そして、苦情・反対意見にどのような意見があったかですが、例えば、「どのような計画を基に運営しているのか」、「どういった背景があり、料金改定の流れとなっているか」の経緯や背景、計画に関する問い合わせが5件、次に、「料金改定の前の経営努力をしてほしい」であったり、「一般会計から繰入をしても問題ないのでは」、といった料金改定に対する反対意見が5件、次に、「お知らせ文だけではどのような経費削減・対策をとっているか分からない（QRコード等で詳細のページが見られるようにした方が良い）」といった事業の詳細についての意見が2件、最後にその他苦情が2件という結果でした。</p> <p>様々なご意見等いただきましたが、下水道事業について市民の方々への周知が不足していたことが事務局として痛感したところでもあります。今までは決算報告を広報等に記載することはありましたが、今回このようなお知らせ文を全世帯配布した事が初めてであり、一枚のお知らせ文にどれぐらいの情報量を記載すべきなのか、どうすればわかりやすく下水道事業の現況をお知らせできるか、など試行錯誤しての実施となりましたが、下水道事業は赤字であることと下水道料金の適正化で目指すべき経費回収率100%は153円であるという基準を事前に市民の方々に示せたことは、一定の成果はあったと考えております。様々なご意見等ありますので、委員の皆様には後ほどお時間があるときにみていただいて、次回の審議会の料金改定の是非の考慮材料としていただければと思います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、次に【資料4】をご覧ください。汚水処理費用削減の一環として、本審議会の目的の1つであります下水道整備区域の見直しについて、下水道一係より説明させていただきます。</p> <p>お世話になります。下水道一係長の高柳と申します。私の方からは、公共下水道の全体計画区域の見直しについてご説明させていただきます。まず資料を開いていただいて、目次の説明を致します。内容についてですが、「1. 下水道全体計画区域について」、「2. 全体計画の見直しについて」、</p> |

「3. 見直しの結果について」、「4. 下水道未普及地域の整備について」を説明させていただきます。

それでは、1 ページ目「1. 下水道全体計画区域について」でございますが、本市における公共下水道事業は、昭和41年に太田市単独で行っております単独公共下水道に着手して以来、(複数の市町に跨がる) 東毛流域関連下水道として、新田処理区を平成4年、西邑楽処理区を平成5年、佐波処理区を平成23年にそれぞれ着手し、下水道施設の整備を進めてきました。現在の太田市の公共下水道の全体計画区域は、市街化区域とその周辺部の区域を含めた5,772.1ha となっており、このうち、2,563.5ha を事業計画区域として下水道の整備を実施しています。この全体計画区域というのは、将来的に公共下水道で汚水を処理する区域として位置づけられた区域でございます。事業計画区域とは、全体計画区域の内、概ね5年から7年以内を目標に下水道の整備を実施する区域となっております。図面の4 ページ、5 ページをご覧くださいと、4 ページの全体的にグレーで色塗りされている箇所が、太田市の全体計画区域となっております。次の5 ページが、全体区域の内、青く塗られている箇所が、事業計画区域となります。こちらの区域が今現在、下水道の整備を進めている地域となります。

続いて1 ページに戻っていただいて、「2. 全体計画の見直しについて」説明いたします。「1) 全体計画見直しの背景」といたしまして、太田市公共下水道の全体計画区域は、市街化区域とその周辺部の区域を含めた5,772.1ha のうち、令和2年度末時点の下水道整備面積は2,107.06ha となっており、全体計画区域のうち3,665.04ha が未整備区域となっております。現在の事業ベース(約26ha/年)で施工した場合、整備が完了するまでに約140年かかると想定されます。その下の表でございますが、令和2年度末時点の全体計画区域に対する下水道整備状況となります。まず単独公共下水道ですが、全体計画面積が1,770.0ha に対して、整備済面積が1,250.46ha で整備率が70.65%となります。つづいて流域関連下水道ですが、新田処理区が、全体計画面積が2,773.1ha に対して、整備済面積が551.50ha で整備率が19.89%。西邑楽処理区が、全体計画面積が1,070.0ha に対して、整備済面積が286.37ha で整備率が26.76%。佐波処理区が、全体計画面積が159.0ha に対して、整備済面積が18.73ha で整備率が

11.78%。よって全体計画面積に対して、現在の合計の整備率が36.50%ということで進捗状況はかなり低い状況となっております。

つづきまして、2ページをご覧ください。「2) 全体計画見直しの基本方針」といたしまして、本市の下水道の全体計画区域は、既存の市街化区域を基本としながら、市街化調整区域内の既存集落の一部を取り込んで区域設定をしております。しかし、国や群馬県が掲げる「10年概成に向けた効率的な汚水処理施設整備」や「群馬県汚水処理計画」では、今後予想される人口減少を踏まえ、事業が未着手の地域について汚水処理施設整備を見直し、早期の普及率向上を目指すことが方針として示されています。また、下水道施設の老朽化への対応や、今後も進行する人口減少による使用料収入の減少など、財政面での厳しさが増していくことが予想されるため、効率的な下水道整備の観点から抜本的な計画区域の見直しを行うものとなりました。ということで、今回の計画見直しの基本的な考え方としまして、1つ目が未整備となっている区域のうち、人口が集中しており、公共下水道を整備することで得られる投資効果が高い「市街化区域」は、これまでどおり公共下水道整備対象区域とする。2つ目が、未整備となっている区域のうち、人口密度が低く、公共下水道を整備するよりも個別処理(合併浄化槽)による整備が有利と考えられる「市街化調整区域」は合併浄化槽で汚水処理をする区域とする。これら考えのもと、下水道全体計画区域の見直しを行いました。

つづいて、「3. 見直しの結果について」でございますが、①として、見直し後の下水道全体計画区域の面積ですが、5,772.1haから3,879.0haへ縮小する計画として、約33%の縮小となります。②として、計画目標年次ですが、上位計画や10年概成計画との整合を図り、令和8年度を目標として進めていきます。③として、計画人口ですが、上位計画である利根川流総計画との整合を図った結果、計画行政人口194,690人、計画区域内人口132,290人といたしました。つづいて3ページでございますが、各処理区の見直し後の面積になります。まず、単独公共下水道ですが、既計画面積が1,770.0haに対して、見直し後面積が1,656.9haで変更面積が▲113.1haの縮小。流域関連下水道ですが、新田処理区が、既計画面積が2,773.1haに対して、見直し後面積が1,421.6haで変更面積が▲1,351.5ha

| | |
|-----|--|
| | <p>の縮小。西邑楽処理区が、既計画面積が 1,070.0ha に対して、見直し後面積が 762.0ha で変更面積が▲308.0ha の縮小。佐波処理区が、既計画面積が 159.0ha に対して、見直し後面積が 38.5ha で変更面積が▲120.5ha の縮小。当初の太田市全体の計画面積が 5,772.1ha に対して、見直し後面積が 3,879.0ha で変更面積が▲1,893.1ha の縮小で見直しをいたしました。</p> <p>つづいて、「4. 下水道未普及地域の整備について」でございますが、下水道の全体計画区域を見直し後においても未整備地域が多く残っているため、今後も人口・効率性・収益性などの視点から投資効果の高い地区を優先し、整備を進めていきます。また、今後も社会情勢の変化、財政状況等により、下水道の整備地域については見直す場合もあります。ここで資料の 7 ページをご覧くださいまして、赤く塗られている箇所が、今回区域の見直し（縮小）をするエリアの案となります。</p> <p>最後にまとめといたしまして、現在下水道の整備を進めておりますが、本市の下水道が始まった頃は、汲み取りトイレが主流でありまして、台所やお風呂の排水もそのまま排水されて河川に流れていたと思います。その後下水道の未整備の地域につきましては、徐々に水洗トイレの普及により単独槽が設置されるようになり、平成の時代になって合併浄化槽が主流に切り替わってきました。そういった中で、費用対効果を考えますと、住宅がまばらな地域は、下水道を計画していたところを一部合併浄化槽での整備区域に切替えることの必要性もでてきた訳でございます。もっと早く計画区域の見直しをすればよかったというご意見もあるとはございますが、下水道の施設につきましては約 50 年を経過する施設等もあり、施設の統廃合を進めているところもございますが、下水道を整備する以上、老朽化や施設の更新といった課題が発生するわけでございます。今後も持続可能な下水道事業を目指すにあたって、下水道料金の適正化と併せまして、今回の下水道全体計画区域の見直し（縮小）の案にもご理解をいただいてご審議のほど宜しく願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>はい。以上が、本審議会の目的の 1 つであります「下水道整備区域の見直しについて」となります。</p> <p>それではここで一旦、10 分間の休憩を取らせていただきます。現在の</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <p>時刻が、14時10分となりますので、再開は14時20分とさせていただきます。それまでに席にお戻りいただければと思います。宜しくお願い致します。</p> |
| <p>10分休憩 (14時10分～14時20分)</p> | |
| 事務局 | <p>それでは、14時20分となりましたので、再開致します。</p> <p>それでは、資料1の10ページをご覧ください。ここから下水道使用料の体系についてどのようなものがあるのか説明させていただきます。はじめに使用料の体系を大きく2つに分けますと、一部使用料制と二部使用料制の2つに分けられます。一部使用料制は、その中で基本使用料制と従量使用料制のいずれかで構成されるものとなります。基本使用料制は、使用する水の量にかかわらず一定の基本料金をもらうという料金体系であり、従量使用料制は、使った水の量に応じて、料金を算定する料金体系となります。次に二部使用料制ですが、先ほど述べた基本使用料制と従量使用料制を組み合わせた料金体系となります。水を使う使わないに限らず基本料金をもらい、その上で使用した水の量に応じて、料金を算定して上乘せするという料金体系となります。日本の約9割の自治体が下の二部使用料制を採用しておりますが、太田市の下水道料金においては、現在基本料金をとっておらず、一部使用料制の従量使用料制の均一型を採用しております。ここで、従量使用料制の均一型という文言がでてきましたが、従量料金にはいくつかの型があることをご説明させていただきます。右下の図を見ていただきたいのですが、従量料金の型は3つあります。まず、赤い線で弧を描いていますが、使用する水の量が多くなるほど料金が安くなる「逡減型」、緑の線で一直線に斜めに描いてあるように、使用する水量の多い少ないに関わらず単価を均一とする「均一型」、青い線で弧を描くように、使用する水の量が多くなればなるほど料金が高くなる「逡増型」の3つの型があります。それでは、以上の説明を基に具体的な料金体系の例を説明させていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>次の11ページをご覧ください。こちらは、実際の自治体をいくつか例に先ほどの料金体系について説明させていただきます。</p> <p>はじめに、一部使用料制の基本使用料制について説明します。ページ左</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>上の表とグラフをご覧ください。この自治体では、使用水量に関わらず、基本使用料を2,000円徴収しており、世帯人数1人につき500円を加算するという人頭制という方式を採用して、料金を徴収しておりますが、この料金体系は非常に珍しいケースであります。次に、本市が採用している一部使用料制の従量使用料制について説明します。ページ左下の表とグラフをご覧ください。現在の太田市を例としますが、基本料金は設定しておらず、使用水量に応じて下水道料金を算定しております。なお、現在の太田市では、この従量使用料制は均一型を採用しており、使用する水量の多い少ないに関わらず単価を1m³あたり101円として均一の価格で設定しております。続いて、二部使用料制（基本使用料制と従量使用料制の組み合わせ）について説明します。まず、右上の表とグラフをご覧ください。こちらは、桐生市の料金体系となるのですが、基本料金制と従量料金制の均一型のパターンの料金体系となります。桐生市では、20m³までの基本料金を2,000円として設定しており、21m³以上使用した場合は、1m³あたり150円の均一の料金単価を加算し、算定する料金体系となっております。それに対して、右下の表とグラフをご覧ください。こちらは、高崎市の料金体系となるのですが、基本料金制と従量料金制の逓増型のパターンの料金体系となります。高崎市では、16m³までの基本料金を1,360円として設定しており、17m³から40m³までの単価を1m³あたり108円、41m³から100m³までの単価を143円、101m³から400m³までの単価を187円、401m³以上の単価を210円として設定しており、使う水の量が多くなるほど下水道料金の単価が高くなる逓増型の従量料金を設定した料金体系となっております。以上が具体的な自治体の使用料体系の例となります。</p> |
| 事務局 | <p>続いて、12ページをご覧ください。ここでは「3. 本市の下水道使用料（周辺市町との比較）」ということで、太田市の下水道使用料の水準が周辺市町に対して、どのぐらいの立ち位置にいるのかを表やグラフ等で説明させていただきます。ここでお手数ですがページを見開きの状態にさせていただきたくて、12ページと13ページが両方とも見える状態にさせていただくと説明がわかりやすいので宜しくお願い致します。まず、12ページですが、太田市を含めて周辺25市町の使用料体系を並べた表がこちら</p> |

らのページになります。群馬県は、12の市と、太田と隣接していて流域下水道の西邑楽処理区で構成される3町（千代田町、大泉町、邑楽町）の計15市町で、栃木県、埼玉県はそれぞれ5市に照会をかけた上で、全25市町で比較いたします。表の説明をさせていただきますと、まず、左から各市町名、次に基本料金がいくらなのか、次に基本料金の m^3 数ということで、これは「従量料金がかかり始めるまでの m^3 数」のことになります。例を挙げると、No2の前橋市は 16 m^3 となっていますが、使用した水の量が $1\sim 16\text{ m}^3$ までの場合は、 $1,280$ 円を基本料金としてもらい、 17 m^3 以上使う場合は、そこから従量料金が 1 m^3 毎に加算されていくということになります。No5の伊勢崎市を見ていただくと、「一律」と書いてありますが、これは、 900 円の基本料金に加えて、 1 m^3 から従量料金がかかる意味になります。次に、計算方法とありますが、これは各自治体がどのようにHPや広報等に料金体系を掲載しているか、ということに記載しています。これら25市町すべての自治体が下水道料金徴収を2ヶ月に1回の徴収頻度としています。その理由は、偶数月検針の地域、奇数月検針の地域と地域を分けることで、月々の検針の回数を減らすことで検針員の人件費を安くするためなのですが、その為「2ヶ月」と記載されている自治体は、この2ヶ月に1回の徴収料金をそのまま表記している自治体になります。それに対し、「1ヶ月×2」と記載されている自治体は、HP・広報等では、1ヶ月分の料金として表記している自治体となります。そのため、条件をそろえる為に、事務局で2ヶ月分として計算しました。その結果が、その右側の数字で、2ヶ月検針した場合の、それぞれ 40 m^3 、 500 m^3 、 $5,000\text{ m}^3$ 、 $10,000\text{ m}^3$ の水を使用した場合の下水道料金を記載したものになります。ちなみに、2ヶ月で 40 m^3 というのは、一般的な4人家族（大人2人、子供2人）を想定した水量となっており、 500 m^3 以上は、事業所を想定していただければと思います。このように数字だけ並べられても、わかりづらいと思いますので、次のページ以降でグラフ等を用いて説明させていただきますが、この表ではポイントを絞って説明させていただきます。まず、数字に赤色と青色の2色のハッチング（網掛け）がされている箇所がありますが、こちらは、この25市町の中での料金の最高と最低になります。赤色が最高値、青色が最低値になります。まず、基本料金ですが、最高金額

が邑楽町の2,600円、それに対し、最低金額が太田市の0円（基本料金を設定していない）になります。なお、表を見ていただくと分かりますが、周辺市町では太田市だけが基本料金を設定しておりません。次に、2ヶ月検針の料金ですが、一般家庭を想定した40 m³の場合、最高金額が邑楽町の6,800円に対し、最低金額が川越市の2,900円であり、25市町の平均料金は、表の下の方に赤枠で囲って記載しておりますが、4,595円となります。なお、太田市の場合は、4,040円となっており、周辺25市町平均料金より若干安い金額となっております。ここで、13ページの左上の折れ線グラフ（①40 m³/2ヶ月）を見ていただきたいのですが、これは縦軸が2ヶ月あたりの下水道使用料で点が上に行くほど料金が高いこととなります。横軸は、周辺25市町の料金価格の順位となっており、一番左が25市町の中で一番安い料金価格となっており、右に行くほど下水道料金が高い自治体となっているという折れ線グラフとなります。左上の「①40 m³/2ヶ月」の折れ線グラフでは、太田市は、25市町のうち、11番目に安い価格帯に在るということで、先ほど述べたとおり平均より若干安い料金価格となっております。吹出しで群馬県の主要な周辺市をピックアップしてありますが、伊勢崎市、前橋市、高崎市が太田より若干安い価格帯であり、みどり市、桐生市、館林市は太田より若干高い価格帯に在ることとなります。青い点線が総務省基準料金でありまして、1 m³あたり150円の適正価格で、40 m³の場合ですと、6,000円なのですが、そこにはほとんどの市町が達していないという結果となっております。では、12ページの表に戻っていただいて、2ヶ月検針で500 m³の場合、5,000 m³の場合、10,000 m³の場合と同じトレンドなのでまとめて話させていただきますが、最高金額はそれぞれ千代田町、最低金額はそれぞれ太田市となっております。料金の差額としても、約3倍以上の差があり、周辺自治体においてもこれだけ差がある事が分かります。さて、ここで表の一番下の（赤い枠で囲われた）数値を見ていただきたいのですが、「平均」と「×150円（基準）」とあります。この平均の数値は、周辺25市町の平均使用料価格であり、基準の数値は、総務省の示す適正単価である1 m³あたり150円とそれぞれのm³をかけた使用料価格となります。ここで注目していただきたいのは、40 m³の場合ですと、平均価格4,595円に対し、基準価格が6,000円で

| | |
|-----|---|
| | <p>あり、基準価格よりも平均価格の方が安かったのですが、500 m³以降では、例えば、500 m³の平均価格が 78,830 円であるのに対し、基準価格は 75,000 円であるように、基準価格よりも平均価格の方が高くなっています。この結果から分かることは、赤い枠から青い矢印で指し示してある文章に書いてありますが、「ほとんどの市町がたくさん流すほど単価を上げている逓増型を採用していることから、使用する水の量が多くなるほど、料金価格が高くなっているということが言えるという事になります。では、13ページの折れ線グラフを見ていただきたいのですが、館林市を例にしますが、左上の「①40 m³/2ヶ月」の時では、総務省基準料金に達している自治体は4つの市町のみ（総務省基準料金の青い点線を上回る赤点は4つ）であり、（吹出し一番右の）館林市はこの時点では、総務省基準料金に達していませんでした。それに対して、右上の「②500 m³/2ヶ月」のグラフでは、総務省基準料金に達している（青い点線を越えている赤点）自治体は8市町に増えており、館林市は、総務省基準料金を超える料金価格となったことが分かります。では、右下の「④10,000 m³/2ヶ月」のグラフの場合ではどうなっているかと言いますと、さらに、総務省基準料金に達している（青い点線を越えている赤点）自治体が16市町にまで増えております。このように、水をたくさん流す程料金単価を上げる逓増型を採用している自治体が多く、このような料金体系にすることで、水をあまり使わない方からの負担を減らす代わりに、水をたくさん使っている事業所の負担を増やすことで基準料金を達成している自治体が多いということが分かると思います。なお、グラフを見て注目すべき点では、太田市が「①40 m³/2ヶ月の一般家庭を想定した水量」の時点では、平均よりやや下の価格帯でありましたが、他の自治体が逓増型を採用しているのに対し、太田市では、均一型である故に、「②～④のような500 m³以上の事業所を想定した水量」では、周辺市町に対し最低水準の料金であることが言えます。そして、いずれのパターンにおいても、総務省が示す基準料金を下回る料金価格帯にいる結果となっています。</p> |
| 事務局 | <p>では、続いて14ページと15ページに進んでいただいて、こちらも見開きでご覧いただきたいのですが、こちらは比較した25市町の料金体系の一覧表となります。上の14ページが群馬県の自治体で、下の15ペー</p> |

ジが栃木県、埼玉県の自治体になります。表について説明させていただくと、左から順に、事業者（自治体）の名前、次が料金体系が一部使用料制か、二部使用料制なのかです。太田市以外はすべて二部使用料制を採用しています。次に従量料金が均一型なのか、逓増型なのか。均一型を採用しているのは、太田市と桐生市、埼玉県の高崎市であり、それ以外の自治体は逓増型を採用しています。次に使用料単価ですが、その前に先に最低単価と最高単価について説明いたします。こちらは従量料金の1 m³当たりの単価の最低と最高単価をそれぞれ記載しています。具体的な例を説明させていただきますと、（群馬県の上から4番目の）桐生市と（上から3番目の）高崎市を例とします。桐生市を見ていただくと、最低単価も最高単価も150円となっており、高崎市の場合は、最低単価が108円で最高単価が210円となっております。それでは、具体的な料金体系を見て説明させていただくと、ページを戻っていただいて11ページをご覧くださいなのですが、右上の表の桐生市では、従量料金制が均一型であり、21 m³以上から加算される従量料金が150円であることから、最低単価も最高単価も150円となります。それに対し、右下の表の高崎市では、最低単価が17～40 m³の108円であり、最高単価が401 m³以上の210円となります。こちらが、最低単価、最高単価の説明となります。

それでは14・15ページを見開きで戻っていただきたいのですが、先ほどの使用料単価について説明いたしますが、こちらはR2年度の各自治体の年間使用料収入を年間有収水量（料金徴収となった水量（水道メータで汚水をどれだけ流したかを検針した分））で割った時の単価となります。太田市の場合は、どれだけ水を流しても一律101円であることから、使用料単価は101円ですが、例えば、（群馬県の上から3番目の）高崎市を見ていただきたいのですが、高崎市の使用料単価は122円となっております。基本料金に加えて、使用した水が多いほど単価が上がる逓増型の従量制を採用している高崎市では、最低単価は108円で、最高単価は210円ではありますが、平均的な使用料単価とすると、高崎市は1 m³あたり122円となっているということになります。最後に一番右の現行料金改定日（改定率）とありますが、こちらは、その自治体の現在の料金体系をいつ改定したかが記載されています。なお、この改定は、下水道協会 HP

| | |
|-----|---|
| | 及び自治体 HP の消費税増税のみの改定は含んでいません。直近料金改定をした自治体については、括弧内の数字で前回の料金体系に対してどれくらい値上げをしたのかがパーセンテージで記載してあります。直近で改定をした自治体は、桐生市と埼玉県の深谷市が令和 2 年度に改定しています。各自治体でそれぞれその地域特性に合わせた料金体系となっており、従量制の料金単価でもそれぞれ全く異なった価格設定となっています。 |
| 事務局 | それでは、次の 16 ページをご覧ください。16 ページから 19 ページは先ほどの 13 ページの折れ線グラフで示した周辺 25 市町の各 m ³ 毎の使用料を棒グラフに変えたものとなっておりまして、太田市のみ色が違っていますので、周辺市町との比較で太田市の料金がどの立ち位置にいるのか、こちらは参考までに後でご確認いただければと思います。 |
| 事務局 | それでは、続いて 20 ページをご覧ください。ここでは「4. 下水道使用料改定の方針」ということで、『個人処理（汲み取り及び浄化槽）と下水道等処理をした場合』の費用がどれくらい違うのかを比較した表となります。今回は、一般的な家庭ということで、4 人家族（大人 2 人、子供 2 人）を想定して、1 年間にかかる維持管理費を比較しております。まず、汲み取り式についてですが、こちらを使用している処理人口は令和 3 年 3 月 31 日時点で、約 15,001 人で全体の割合で 6.7% となります。単価は 1 人 1 回あたり約 1,200 円の費用で、平均の汲み取り回数が月 1 回であるため、1,200 円×4 人×12 ヶ月分で年間の維持管理費用が約 57,600 円となります。次に、合併浄化槽及び単独浄化槽ですが、こちらの処理人口は合併浄化槽が約 58,619 人で、単独浄化槽が約 44,321 人であり、合計で 102,940 人で割合は 46.0% となります。単価は、保守点検料に年間約 17,000 円、汲み取り料に年間約 19,000 円、11 条検査という浄化槽の機能が正常に維持されているかを法律で決められている検査に年間約 4,800 円かかることから、合計して年間の維持管理費用が約 40,800 円となります。最後に下水道等になりますが、こちらの処理人口は約 106,060 人であり割合は 47.3% となります。単価は、1 m ³ あたり 101 円に対して、4 人世帯の平均的な 1 ヶ月の処理水量が 20 m ³ であることから、101 円×20 m ³ ×12 ヶ月分で年間の維持管理費用は約 24,240 円となります。ということで、あくまで一般的なケースを想定しての比較とはなりますが、現在の下水道 |

| | |
|-----|--|
| | <p>の維持管理費は、汲み取りや浄化槽に比べると比較的安い水準であることがいえます。ただし、ご留意していただきたいことが、この約 24,240 円という安い維持管理費（使用料）は、次の 21 ページの棒グラフの右側の認められているお金（一般会計負担金／税金）96 円分を負担していることによって、これだけ安い費用で済んでいるということは、認識していただければと思います。</p> |
| 事務局 | <p>では、続いて 21 ページをご覧ください。最後に、次回第 3 回審議会にむけての方針となります。改めての説明となりますが、図は令和 2 年度の汚水処理費用の内訳となります。汚水処理費 249 円のうち、太田市では、下水道使用者の負担を減らすため、国の指針に従い、153 円を使用料対象経費（適正価格）としており、残り 96 円を総務省のルールに従って、一般会計負担金という基準内の繰入金（認められているお金）で税金から負担しております。既に述べておりますとおり、人件費削減や建設費削減等の様々な経営努力・費用削減を図っているところではありますが、この一般会計負担金の 96 円が減ったとしても、使用料対象経費 153 円自体はそのままであり、現在の太田市の下水道使用料が 101 円であることから、一般会計補助金という基準外の繰入金（認められていないお金）である 52 円の赤字分は是正すべき状況であることは変わらず、下水道使用料を改定する必要があると事務局では考えております。</p> <p>次回第 3 回審議会では、第 1 回、第 2 回の審議会の内容を踏まえた上で、料金改定の是非についてご審議いただきまして、賛成を得られましたら、具体的な使用料改定案を何パターンか事務局より提示させていただき、内容をご審議いただくという流れを予定しております。また、その次の第 4 回、第 5 回の予定を合わせて説明致しますと、第 4 回では第 3 回に引き続いて改定案について審議をして頂き、第 5 回で答申（結論）をまとめる。という流れで審議会を進めさせていただく予定でございます。</p> <p>以上で、『下水道使用料の適正化と下水道計画区域の見直し』の説明を終わりにさせていただきます。</p> |
| 議長 | <p>はい。ではただいま、事務局より「下水道使用料の適正化と下水道計画区域の見直しについて」の説明がありました。扱った範囲が広いですが、只今の説明に関しまして、質疑等ございませんか。質問のある方、</p> |

あるいは聞いてみたいことのある方は、発言の前に一度内容を整理致しましてから発言していただければと思います。では、なにかしら質疑等ございますでしょうか。

質疑等よろしいでしょうか。今日のお話を聞いても分かりますとおり、現状、会計的に赤字になっているというのが問題点であり、この赤字をなんとかしなければいけないという点に関しましては、先ほどの最後の方の説明があったと思います。ただ、この先料金体系のかたちですが、今日新しく説明出てきたと思いますが、均一型という形と、従量制（逓増型）という形があるという話がでてきて、他市町との比較の中で、均一型をとられている桐生市のようなパターンと、あるいは、大企業に大きな負担をかけている代わりに個人宅を安くしているであろう形にみえる前橋市や高崎市（の逓増型）が出てきたと思いますが、こちらを事務局は次回以降、第3回、第4回で料金体系を均一型でいくのか、逓増型でいくのかという議論を進めていくということでもいいですよ。

事務局

そうですね。

議長

ですので、こういうところも考えていかなければならない訳ですが、他市の状況であるとか、本日の説明等で何かここを詳しく聞きたいという点等ございましたら、どうぞ忌憚なくご意見いただければと思います。

議長

ないでしょうか。では、総括的な話となってしまいますが、値上げやむなしという点に関しては、ある程度ご理解はいただけていると思います。どうしてもただ、参加者の委員構成を考えると、個人利用者を代表する方（小規模の利用をする方）が多いので、個人の会計ないし個人の家計の負担が大きくなる方ばかりがどうしても目が向くところですが、太田市という自治体の構造を考えれば、産業戦略も考えていかなければならなくて、今回、株式会社SUBARUから2名参加いただいておりますけれども、この大規模利用者に対して、どのように負担をしていただくのかということも併せて考えていかなければいけないので、個人の家計と大企業との

| | |
|-----|---|
| | <p>立場との両点をみた上で、今後話を進めさせていただければなと思う次第です。それから、事業計画の見直しについても、費用の支出となる、このままやっていけば赤字になるから規模を縮小したいというある意味、縮小路線にはいるというのは、なかなか気持ちの良いことではないかもしれませんが、この個人向けの合併浄化槽への切替え等も含めまして、費用を圧縮するために必要なことをやるという点につきましては、致し方なしかなと思うのですが、この区画事業の見直しについて、何かご意見（例えば、この地域は縮小されると困る、逆にもっとここは整備してほしい等）がございましたら、お伺いしておきたいと思いますが、なにかありますでしょうか。</p> <p>まだ、確定ではないですし、我々委員の本分は、料金改定の話になりますが、料金を改定するにあたって、赤字となるであろう支出は減らすに越したことはないので、この支出を減らしたいという事業計画案について、特にご意見等はないでしょうか。みていただいて、概ね問題ないということでもよろしいでしょうか。</p> |
| 議長 | <p>では、計画区域の見直しについても、問題ないということで。以上にて、とりまとめさせていただきます。この先、第3回、第4回と審議会は続きますので、今日のところは質疑等ないということで、一旦閉めさせていただきますと思います。</p> |
| 議長 | <p>(4 その他 次回開催日程及び審議内容)</p> <p>次は次第に従いまして、次第4 その他（次回開催日程及び審議内容）について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>次回、開催日時及び審議内容の説明をさせていただきます。</p> <p>今回は、年を明けまして令和4年2月14日（月）午後1時30分から本日と同じ会場であります太田市役所4階常任委員会室で行います。出欠につきましては、1週間前の2月7日（月）までに事務局に連絡をお願いいたします。</p> <p>また、次回第3回の審議内容につきましてですが、先ほど「次第3 審議事項・協議事項」でご説明させていただきましたとおり、まず太田市下</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>水道事業の現状を踏まえた上で、使用料の適正化（改定・値上げの是非）について審議していただき、改定（値上げ）という結論に達した時は、どのように使用料を改定（値上げ）するかという点について検討していきたいと思っております。</p> |
| 議長 | <p>只今、事務局より次回開催日程及び審議内容の説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、質疑等ございませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、質疑等ございませんようですので、以上をもちまして本日の会議を終了し、議長の職を終わらせていただきます。長時間となりましたが、ご協力ありがとうございました。</p> |
| 事務局 | <p>(5 閉会)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> |